

政令第三百四十五号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第六項及び第二百五十一条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

地方自治法施行令目次中「及び審査」を「、審査及び処理方策の提示」に改める。

第六百六十七条の四第一項中「当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第六百六十七条の四第二項第一号中「若しくは製造を粗雑にし」を「、製造その他の役務を粗雑に行い」に

改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

第二編第七章第一節第三款の款名中「及び審査」を「審査及び処理方策の提示」に改める。

第七百七十四条の六中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の二第二項の規定により調停の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者に通知しなければならない。

第七百七十四条の六第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

地方自治法第二百五十一条の二第一項の規定により自治紛争処理委員による調停の申請をした当事者は、同項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者に通知しなければならない。

第七百七十四条の八から第七百七十四条の十八までを次のように改める。

(処理方策の提示)

第七百七十四条の八 地方自治法第二百五十二条の二第七項の規定により処理方策（同法第二百五十一条の三

の二第一項に規定する処理方策をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求める旨の申請をした普通地方公共団体は、同法第二百五十二条の二第七項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の三の二第一項の規定により自治紛争処理委員に処理方策を定めさせることとしたときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者である普通地方公共団体にこれを通知しなければならない。

3 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の三の二第二項の規定により処理方策の提示の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならない。

4 総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、処理方策を定める経過について報告を求めることができる。

（総務省令への委任）

第七十四条の九 前三条に規定するものを除くほか、総務大臣が任命する自治紛争処理委員の調停、審査

及び勧告並びに処理方策の提示の手續の細目は、総務省令で定める。

第七百七十四条の十から第七百七十四条の十八まで 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新令」という。）第六百六十七条の四第二項第一号（新令第六百六十七条の十一第一項及び第六百六十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定は、地方自治法第二百三十四条第一項の規定による一般競争入札、指名競争入札又はせり売り（次項において「一般競争入札等」という。）に参加しようとする者がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの政令による改正前の地方自治法施行令（以下この項において「旧令」という。）第

百六十七条の四第二項第一号（旧令第百六十七条の十一第一項及び第百六十七条の十四において準用する場合を含む。）に該当すると認められる者については、なお従前の例による。

2 新令第百六十七条の四第二項第六号（新令第百六十七条の十一第一項及び第百六十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定は、一般競争入札等に参加しようとする者が施行日以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用する。

（総務省組織令の一部改正）

第三条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第五号中「地方公共団体の」の下に「連携協約、」を、「委託」の下に「、事務の代替執行」を加える。

理由

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、自治紛争処理委員による処理方策の提示の手續に
関し必要な事項を定めるほか、一般競争入札等の参加者の資格を改める等の必要があるからである。